

現在、ますます高齢化が進む中、地方都市においては自動車が無ければ通院や買い物に支障を来すエリアが多く存在し、“残り数年の運転”と考え、中古車や安い軽自動車に乗り換えるという選択をする人も多かったと思います。この度のサポートカー免許更新制度により、サポートカーへの乗り換え推進や、それに伴う高齢者の事故件数の減少など、社会にとって良い影響が想定されます。

しかし、自動車補修業界や自動車販売に関しては、車検整備の高度化や電子技術への対応など、事業の転換期を迎えたとも言える施策です。今後は、各現場における新車検制度への対応を中心に、社員教育や設備更新など、新しく取り組むべき課題は多いと考えられます。

サポートカー限定免許制度について

サポートカー限定免許の概要

2022年5月13日、サポートカー限定免許制度が開始されました。運転免許を受けている人は運転ができる自動車の範囲を、申請によりサポートカーに限定することができます。サポートカー限定条件は、運転免許証の更新と併せて申請を行うことができます。

★サポートカー限定条件を申請できる免許は普通免許のみです。

★中型（8トン限定）免許や第二種免許等、普通免許の上位免許をお持ちの方は、申請による免許の一部取り消しにより、普通免許を取得した上で、条件を付けることができます。

サポートカー限定免許で運転することができる車両



サポートカー限定条件では、次の安全運転支援装置が搭載された普通自動車（サポートカー）のみ運転することができます。★後付けの装置は対象となりません。

①衝突被害軽減ブレーキ（対車両、対歩行者）

車載レーダー等により前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対して警報し、さらに衝突の可能性が高い場合には、自動でブレーキが作動する機能

- ◆道路運送車両の保安基準に適合するものに限定
- ◆国土交通大臣による性能認定を受けているものに限定

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

発進時やごく低速での走行時にブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを踏み込んだ場合に、エンジン出力を抑制する機能

- ◆国土交通大臣による性能認定を受けているものに限定



注意

サポートカーには、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載されていますが、このシステムは、例えば一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合がある等の限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転することが必要です。

注意

- サポートカー限定免許でサポートカー以外の普通自動車を運転した場合は、免許条件違反となります。
- サポートカー限定条件の解除を希望する場合は、公安委員会の審査（指定自動車教習所において限定解除のための教習を受けた場合は、運転技能の審査が免除されます）を受ける必要があります。

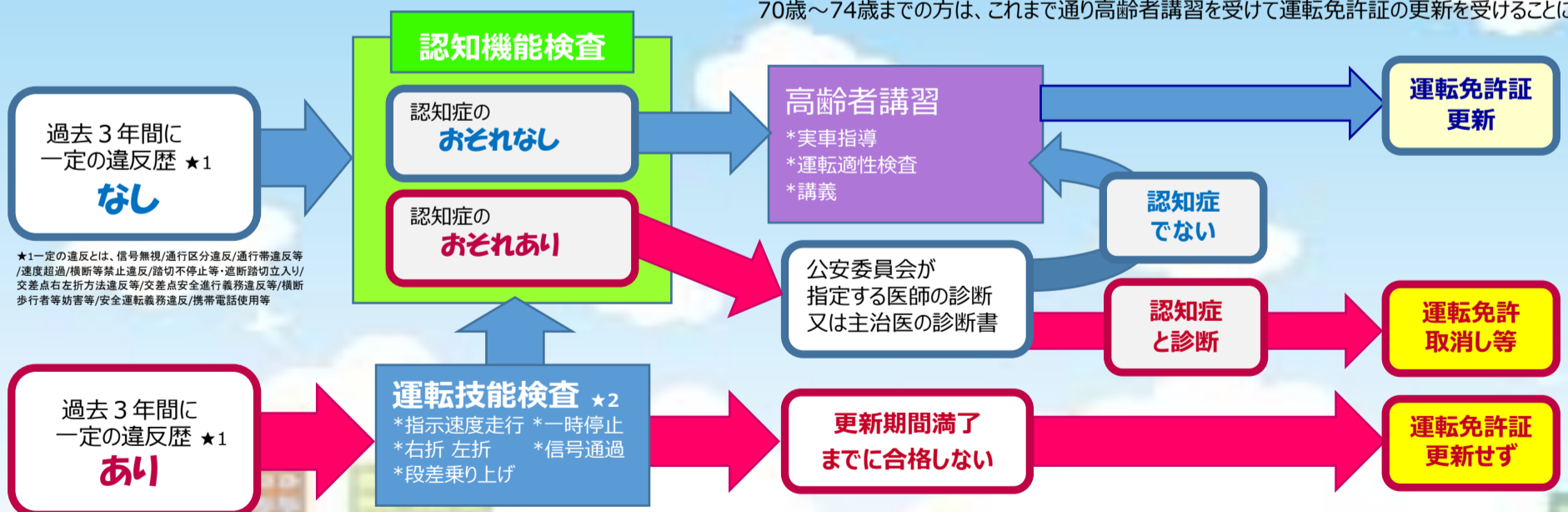
サポートカー限定条件付免許の対象となる車両は、自動車検査証の車台番号（車体番号）と下記メーカー別対象車両リストを照合することで確認することができます。尚、対象車両リストは随時、更新されます。

[サポートカー限定免許について\(令和4年5月13日以降\) | 警察庁Webサイト\(npa.go.jp\)](https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/support_car.html) https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/support_car.html



令和4年5月から 高齢者の運転免許証の更新 制度が変わります 対象：75歳以上で運転免許を持っている方

70歳～74歳までの方は、これまで通り高齢者講習を受けて運転免許証の更新を受けることになります。



運転技能検査

75歳以上で、過去3年間に信号無視等の一定の違反歴がある方は、運転技能検査に合格しなければ、運転免許証の更新を受けることができず、免許は失効します。(合格するまで何回でも受験可能)

認知機能検査

認知機能検査が従来よりも簡素化されます。また、認知症でない旨の医師の診断書を提出した場合等には検査が免除されます。

高齢者講習

認知機能検査の結果にかかわらず、実車指導を含む2時間の講習に一元化されます。(普通自動車を運転することができる運転免許を保有していない方と運転技能検査の対象の方は実車指導が免除され、それぞれ1時間の講習となります。)

